

特定非営利活動法人 日本医師事務作業補助者協会

地方会運営細則

第6版

発行日：令和5年9月16日

発行：協会事務局

配布先：理事会、ホームページ

(目的)

- 第1条 この細則は、定款第55条に基づき、定款第5条第1号に基づく「情報交換・交流推進事業」のうち、主に都道府県域を対象とした小規模の会合（以下、地方会という）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 地方会は、都道府県域で医師事務作業補助業務に関する事例の共有を図り、医師事務作業補助者の実務能力の向上に必要な継続教育の機会を提供し、ならびに当該県域の医師事務作業補助者間の交流を推進する目的で行うものとする。

(名称)

- 第2条 前条による会合の名称は「日本医師事務作業補助者協会 第【甲】回【乙】地方会」とし、甲には回次、乙には開催地の都道府県名（北海道を除き、都府県は入れない）を入れるものとする。

(開催主体)

- 第3条 地方会の開催主体は、次の順位で定めるものとする。
- (1) 開催地の都道府県に支部の設置に関する細則に基づく支部が設立されている場合は、当該支部
 - (2) 開催地の都道府県に支部が設立されていない場合において、その隣接県の支部が2つの県を単位とした地方会を開催する場合は、その隣接県の支部
 - (3) 前2号の支部が存在しない場合は、当法人の本部
- 2 必要に応じて他団体等と共催し、後援、協賛もしくは協力を受けることができる。ただし、開催の届出時に承認を受けた団体等に限り、事後の追加は承認しない。

(開催の起案)

- 第4条 開催の起案は、支部が開催主体となる場合はその支部長、これによらない場合は、本会の理事もしくは理事の推薦を受けた本会の正会員が行うものとする。ただし、理事以外の正会員を起案者とする場合、その地方会の開催に際しては推薦した理事が共同して開催の責任を負うものとする。
- 2 地方会を開催する場合、起案者はその1ヶ月前までに理事長に様式第1号による企画書を提出し、その開催について確認を受けなければならない。
- 3 理事長は、企画書が到達してから1週間以内にその内容を確認し、起案者に受理した旨を通知する
- 4 理事長は、下記に該当し、またはそのおそれがある場合は、企画書を受理しないものとする。
- (1) 開催内容が、医師事務作業補助に関するものから外れている場合
 - (2) 営利を目的とし、もしくは営利企業等を支援することを目的としていると認められる場合
 - (3) 共催し、または後援、協賛および協力を受ける他団体が実質的な主催者であり、当該団体の主催行事として開催すべきものと認められる場合
 - (4) その他、本会の主催行事としてふさわしくないと理事長が認めた場合
- 5 企画書の受理後に当該地方会が前項の一に該当すると認めるときは、理事長は起案者に説明および改善を求め、なお改善が見られない場合はその受理を取り消さなければならない。

(地方会の運営方法)

第5条 企画書が受理された地方会の開催案内は、本法人のウェブサイトに掲載する。

- 2 地方会の参加申込は、支部または起案者がその地方会の連絡先となって受付する。
- 3 当日の運営に関しては、支部長、または起案者および推薦した理事が責任者となって管理するものとする。ただし、共催し、もしくは後援、協賛、協力を受ける団体等のほか、開催施設の協力を受けることは差し支えない。
- 4 開会に際しては、理事または支部長が開会時に挨拶した上で、本法人の理念および事業を説明するものとする。
- 5 医師事務作業補助者の性質に鑑み、講演、事例報告およびパネルディスカッション等については、医師及び事務職の双方の発言機会が十分に確保されるよう配慮するものとする。
- 6 地方会で行う講義については、録画し、地方会の終了後一ヶ月以内に、理事長に報告しなければならない。その際、様式第2号による講師の承諾を得るものとする。
- 7 協賛もしくは協力を受ける団体等もしくはその団体等の商品やサービスの紹介を目的とした発言の時間を設ける場合、その位置付けが明確になるように配慮するものとする。
- 8 閉会（やむを得ない場合は開会）に際しては、支部顧問または開催施設の病院長もしくは病院長に準ずる者から、挨拶もしくは特別発言を徴するものとする。
- 9 地方会の参加費は、上限を定めないものとする。
- 10 懇親会については、当該地方会の一部とせず、有志による自主的な会合とすることができる。ただし、プログラムに懇親会の開催を明記し、または懇親会参加費の受領証を本会が発行する場合、懇親会の詳細を企画書に明記しなければならない。

(地方会の会計)

第6条 地方会の会計は、当該地方会において完結しなければならない。

- 2 地方会の収入は、参加費とする。ただし、他団体等から金員による協賛もしくは協力を受けようとする場合は、その旨を企画書に明記した上で、当該地方会の収入とすることができる。
- 3 地方会の支出は、NPO会計原則及び本法人の謝金細則ならびに旅費細則に基づくものとする。
- 4 支部長もしくは起案者は、地方会の終了後一ヶ月以内に、その地方会について様式第3号による会計報告書を添えて理事長に報告しなければならない。
- 5 地方会を開催して余剰金が発生した場合は、本法人に納入するものとする。ただし、当該年度内に同一都道府県内で次の地方会の開催を予定している場合は、理事長の承認を受けて、その余剰金を次回に繰り越すことができる。この場合、年度末時点の余剰金は、遅滞なく本法人に納入しなければならない。

(報道機関への対応等)

第7条 地方会の開催に伴って生ずる、定款第5条第3号に定める広報事業（報道関係者に対する取材対応等）については、本法人の事務局が行う。

- 2 理事長は、前項にかかわらず広報事業を支部長に委任することができる。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

第1版 平成24年12月9日

第2版 平成27年3月22日

第3版 平成29年8月1日

第4版 令和3年2月1日

第5版 令和4年8月1日

第6版 令和5年9月16日

地方会企画書

理事長	事務局長
-----	------

日本医師事務作業補助者協会理事長 殿

_____年 ____月 ____日
 起案者 支部名 _____
 氏名 _____

下記により日本医師事務作業補助者協会 第 ____ 回 _____ 地方会を開催したいので、
 地方会運営細則第4条第2項の規定に基づき、企画書を提出します。

名 称	日本医師事務作業補助者協会 第 ____ 回 地方会					
開 催 主 体	1. 開催地を管轄する支部 (_____ 都道府県) 2. 開催地に隣接する都道府県の支部 (_____ 都道府県) 3. 法人本部					
共催・後援協賛団体等						
開催趣旨(テーマ)						
日 時	_____年 ____月 ____日 () : ~ : (開場 :)					
場 所						
参加費	会員： _____ 円 ・ 一般： _____ 円					
懇親会	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※プログラムに掲載する懇親会のみ					
プログラム	別紙にて添付のこと					
謝 金	講師氏名	※	拘束時間	① 支払予定金額	② 源泉税	①+②税込金額
			H	円	円	円
			H	円	円	円
			H	円	円	円
※欄に(1)～(4)のどれに該当するか記載ください。 (1) 教授、病院長、または相当者 : 1時間につき 9,300円(税別) (2) 准教授、副院長または相当者 : 1時間につき 7,700円(税別) (3) 講師または病院の部門の長 : 1時間につき 5,100円(税別) (4) 上記以外の者 : 上記を超えない範囲で理事長が別に定める。						
開催形式	<input type="checkbox"/> オンライン <input type="checkbox"/> ハイブリッド(オンライン+現地開催) <input type="checkbox"/> 現地開催					
使用ツール	<input type="checkbox"/> Zoom(本部契約)予約済み <input type="checkbox"/> プロ <input type="checkbox"/> ウェビナー <input type="checkbox"/> 上記以外 (_____)					
備 考	※第4条ただし書きの規定により推薦した理事がいる場合は、その理事の氏名を記載して下さい。					

様式第2号（第5条関係）

演者各位

年 月 日

講演配信許諾申請書

申請者 特定非営利活動法人日本医師事務作業補助者協会
理事長

貴殿におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、日本医師事務作業補助者協会では、当協会が開催した全国学術集会、地方及びセミナーにおいて「録画・録音」した講演を、以下の態様にて利用させて頂きたく、ご承諾いただけますようお願い申し上げます。

開催日時：

名 称：

利用態様：日本医師事務作業補助者協会が運営するインターネットによる会員向け配信サービスとそのサービスに伴う広報（日本医師事務作業補助者協会ホームページやSNS等）において利用いたします。

利用期間：会の開催後から2年を経過した年度末

利用条件：講演者名を表記いたします

視聴者：動画配信サービス視聴希望会員

講演配信利用許諾書

特定非営利活動法人日本医師事務作業補助者協会 殿

私は、本講演の撮影写真及び収録映像・音声並びに関連資料及び素材（それらに含まれる私の肖像及び著作物を含む）が、特定非営利活動法人日本医師事務作業補助者協会が運営するインターネットによる会員向け配信サービスとそのサービスに伴う広報（日本医師事務作業補助者協会ホームページやSNS等）において利用されること（当該利用に伴う複製や編集を含む）に同意いたします。

年 月 日

住所：

氏名：

所属：

様式第3号（第6条関係）

地方会会計報告書

会名	
会期	
場所	
開催責任者	

(印)

(1) 収入 (人数はNPO法第28条に基づき所轄庁に報告義務がありますので、正確に記入して下さい。)

科目	単価	人数	金額	補足
前回地方会からの繰越金				同一年度に限り、前回の地方会から残金を繰り越すことができます。
事業収益 (参加費)		0人		0 実務者
		0人		0 実務者以外
	0	0人		0 参加費無料の参加者
収入計(A)			0	

(※寄付金は、NPO会計基準IV27により「事業収益」としては計上できませんので、法人事務局にご連絡下さい。)

(2) 支出 (勘定科目はNPO会計基準別表に基づくものですので、変えないで下さい。)

科目	金額	科目の説明
会議費		会場費、会議弁当代
諸謝金		講師の謝金
印刷製本費		コピー代
旅費交通費		講師、役員等の旅費(お車代)
通信運搬費		チラシ郵送、機材運搬
消耗品費		文具、OA用品
支払手数料		銀行振込手数料
雑費		その他
支出計(B)	0	

(※当法人は所得税法第230条に基づく給与等支払事務所の届け出をしていませんので、アルバイト等の給与の支払いはできません。)

(3) 収支

収支(A-B)	0
次回繰越額	
法人返還額	0

(※NPO会計原則Ⅲ10により年度をまたがって繰り越すことはできません)

【地方会運営細則】新旧対照表

版数	施行日	内容	改定項目	改定前	改定後	改訂理由
3	平成29年 8月1日	変更	第5条7	閉会（やむを得ない場合は開会）に際しては、支部顧問または開催施設の病院長から挨拶もしくは特別発言を徴するものとする。	閉会（やむを得ない場合は開会）に際しては、支部顧問または開催施設の病院長 <u>もしくは病院長に準ずる者</u> から、挨拶もしくは特別発言を徴するものとする。	運営への配慮
3	平成29年 8月1日	変更	第7条2	理事長は、前条にかかわらず広報事業を支部長に委任することができる	理事長は、 <u>前項</u> にかかわらず広報事業を支部長に委任することができる	修正
3	平成29年 8月1日	追加	第11条		(改廃) 第11条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。	改廃の追加
4	令和3年 2月1日	変更	地方会企画書の様式変更			運営への配慮
5	令和4年 8月1日	変更	様式第1号	日本医師事務作業補助研究会	日本医師事務作業補助者協会	名称変更
6	令和5年 9月16日	追加	第5条 6		地方会で行う講義については、録画し、地方会の終了後一ヶ月以内に、理事長に報告しなければならない。その際、様式第3号による講師の承諾を得るものとする。	運営の追加
7	令和5年 9月16日	変更	第6条 4	様式第2号	様式第3号	修正
8	令和5年 9月16日	追加	第5条 6	様式第2号		追加